

土地改良区が 合併します

【問い合わせ先】
地域整備課内
土地改良区
☎73-1759

土地改良区とは、土地改良法により一定地域内で農業生産の基盤の整備を図り、農業総生産の増大等を目的として設立された法人です。事業の内容は、農地の区画を整備（ほ場整備事業）したり、農業用のため池や水路などの様々な水利施設の維持や管理を行っています。また、土地改良区はその区域内の組合員によって組織され、運営に係る経費なども組合員の負担によって賄われています。

岩美町では、昭和58年岩井地区でほ場整備事業が始まり、岩井地区土地改良区が設立されました。昭和62年には小田川地区土地改良事業並びに小田南部地区ほ場整備事業が始まり、小田川土地改良区並びに小田南部土地改良区が設立されました。

町内に同じような土地改良区が3つも設立されたことから、事務の効率化を目的に3土地改良区の事務を一手に引き受ける岩井地区・小田川・小田南部土地改良区合同事務所が昭和62年に立ち上げられ運営を始めました。

平成12年には、県営大谷地区経営

体育成基盤整備事業（大区画ほ場整備事業）が始まり、同じように大谷土地改良区が設立されたことから、大谷土地改良区を加えた4つの土地改良区の合同事務所として現在まで運営されてきました。

平成19年には岩井地区ほ場整備の工事費用借入金返済が完了することと、大谷地区大区画ほ場整備事業も完了することから、さらなる事務の効率化を目指し平成18年10月に各改良区からなる岩美町土地改良区合併準備委員会を立ち上げ、土地改良区の合併に向けた検討を重ね協議が整い平成20年2月15日、岩美町長の立会のもと4土地改良区の理事長が合併予備契約書に調印しました。

なお、各土地改良区の組合員には3月初旬の臨時総会により土地改良区の合併の承認を得ました。

合併後の土地改良区は、受益面積328ヘクタール、組合員6933名、その名称を岩美土地改良区とし、認可に向けて事務を進めています。なお、4月より土地改良区の事務所は岩美町役場内に移転しました。

「FRP船リサイクルシステム」 について

平成17年度から（社）日本舟艇工業会において、FRP（ガラス繊維強化プラスチック）を材料として使用している廃FRP船を引き取り、適正に処理し再資源化を図る「FRP船リサイクルシステム」が構築されました。

鳥取県における本年度のリサイクルシステムの運用日程が決定しました。

料金等、詳細については、下記の登録販売店にお問い合わせください。

△リサイクルシステムの運用▽

1 「登録販売店」における受付期間

平成20年4月1日（火）～5月30日（金）
平成20年8月1日（金）～10月31日（金）

2 「指定引取場所」への搬入期間

平成20年6月2日（月）～6月14日（土）
平成20年11月7日（金）～11月20日（木）

3 「指定引取場所」での解体期間

平成20年6月16日（月）～6月18日（水）
平成20年11月20日（木）～11月25日（火）

4 鳥取県内の登録販売店

①鳥取市港町10-2 ヤンマー船用システム株式会社（鳥取営業所）

②米子市両三柳781-1 有限会社よなごマリーナ

③境港市竹内団地127 ヤンマー船用システム株式会社（山陰支店）

